

議会運営委員会記録

招集年月日	令和 7 年 2 月 19 日 (水)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開 会 2 月 19 日 午前 11 時 37 分			
	閉 会 2 月 19 日 午後 0 時 9 分			
出席委員	委員長	加藤大輔	副委員長	山田一繁
	委員	金子博	委員	三木伸也
	委員	大澤博行	委員	森崎成喜
	議長	鈴木健夫	副議長	和田貴弘
欠席委員	なし			
説明のため出席した者の職氏名	なし			
書記	事務局長	林政男	次長	鈴木克明
	主幹	金子砂知子	主査	川口美和子
事 件	・ 政務活動費使途基準見直しの検討について			
調 査 の 経 過				
(別紙のとおり)				

調査の経過

<開 会> 午前11時37分

- 加藤委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。これより議会運営委員会を開会いたします。

<政務活動費使途基準見直しの検討について>

- 加藤委員長 前回、配布した資料と事務局の説明から、日高市議会の現状や政務活動費の交付額などを加味したうえで、政務活動費検討案を作成いたしました。本日配布させていただきましたので、ご覧ください。

その内容について説明をさせていただきます。先日本配りしたA4の資料に基づいた順番で説明をしていきたいと思っております。

まず、1 交通費(1)交通費についてですけれども、ア公共交通の利用料ということでこれは電車賃等でございますけれども、これについては、支出可ということで、新幹線、高速バスなど可能な限り領収書を必要とするということにしたいと考えます。領収書が発行されない場合は、後ほど説明差し上げますけど別途定める明細書を作成するような形で、どこからどこへ乗ったのかってというようなことをしっかり申請していただくような形で、きちっと精査していきたいというふうに考えております。

- 大澤委員 公共交通の領収書が必要なのですか。

- 加藤委員長 新幹線、高速バス等が必要です。

- 大澤委員 在来線については。

- 加藤委員長 在来線は、別途明細書を定めて、そちらに書いていただくようなことを検討しているということでご理解いただければと思います。その明細書については後ほど説明をさせていただきます。

タクシー代については、複数人数で乗るので経済的であるとか交通機関がないような場所へ行く時に使ったなど利用の正当性を証明できることというのを条件に、可ということで考えております。

レンタカー、貸切バスについても同じく利用の正当性を証明できれば可ということでこちらについてはレンタカー等のガソリン代等も可能ということで、ご提示をさせていただきます。

続きまして自家用車のガソリン代ですが、これについてはいろいろな考え方もあるとは思いますが、個人使用と政務活動としての使用の区別が難しいというようなことなので、自家用車のガソリン代については不可と考えます。

続きまして有料道路等の利用料、これについても領収書を添付することで可としたいと考えます。

続きまして、(2)宿泊料等のア宿泊料についてですが、これは基本的には可とします。それから宿泊料に含まれる食事代を容易に区別できない場合等は対象経費とすると、朝食がセットになっているプラン等もございますので、そういった場合は対象経費とするというようなことで検討させていただきたいと思っております。またキャンセル料ですが、これについては、理由を明記することとしたいと思っております。これについてはA4の資料の中に、①から④までやむを得ない事由が掲載されておりますけれども、そういった理由を明確にした上でキャンセル料は可というような方向で考えます。

続きまして2 広報費のうち広報紙についてでございます。これについては支出可としたいと考えます。ただし、会派活動、要するに政務活動に係る広報紙である

ことを明確にするということになります。議員活動であるとか、党の活動の内容ではなくて、あくまで会派、政務の活動の内容ということで、可としたいと思えます。これについては必ず会派名称を用いる、また、広報紙面に政務活動費を充当して発行している旨を表記するという、それから、会派に所属する議員の顔写真、プロフィール等は、紙面の大体4分の1以内をめどにということで、あくまで会派の活動内容をお知らせする内容というようなことをメインに作っていただくというようなことを注意事項として入れたいと考えます。また費用については、判例等も含めて、その判断が難しくなってくるのが考えられますので、判例や近隣市の例から一番厳しい2分の1として、2分の1は政務活動費を使っても良いというのが今後のトラブルがないという意味では良いのではないかとということでご提示をさせていただきます。

続きましてホームページでございます。日高市議会の現状を見ますと、会派でホームページというのがなかなか考えにくいところもございますので、ホームページについては、支出不可ということで考えます。

- 金子委員 広報紙について、1人会派の方が、自分の会派名を出して、政治活動的なことを載せることがあると思うので、その辺の区別はどうするのか。
- 加藤委員長 あくまで個人の活動ということじゃなくて、会派でされている議会の活動であるとか、会派の活動として行ったことの広報というような内容に注意して作っていただくと、内容によってもギリギリになってくることもあると思うので、そこは皆さんにあくまで会派広報紙ということで、ご注意を促していくと考えます。

続きまして事務用品でございます。この辺は疑義が多々あるかなと思えますけれども、まず消耗品、文具、用紙、プリンターインク、記録メディア、タブレット端末付属品等ということで例題を挙げられておりますけれども、今まで日高市議会では、慣例的に昔からプリンターのインク等が、個人使用と政務活動の使用が明確に区別できないような理由から禁止でしたが、今回そういったところも見直すというところで、その個人使用と政務活動の使用というのは明確に分けられないので配布した資料からも、2分の1だとか、いろんな方法がありますが、のちのちの処理が複雑になると思いますので、二つ基準を設けようと考えております。一つは、同一品目、プリンターのインクが分かりやすいと思うんですけど、1人1万円以内とするということで、何本とか半分とかいうことではなくて1万円以内とし、それから利用の正当性が証明できる数量等であることということで取り決めを考えます。

続きまして備品ですが、パソコン、プリンター、デジカメなどということで、他の市議会だと会派室にコピー用紙を置いているなどの例示がございましたけれども、これについては、日高市議会ではなかなか考えにくいということで、当面適用しないということにしたいと考えます。

続きまして、資料購入費についてです。今までと基本的な考え方は同じでございますが、まず書籍については利用の正当性を証明できることということで会派活動等の参考書類であるとか、そういったことに活用されているというようなところは今までと同様ですので、こちらに関しては可としたいと思えます。先日の資料では新聞雑誌をひとくくりとしておりましたが、新聞については、個人利用と会派の活動、他市の例でいくと、会派室に新聞を置くのであれば良いとかいう例もございましたけれども、なかなかそういったことも日高市議会の場合は考えにくいので、新聞に関してはその辺の見分けがつかないということで無し。それから雑誌ですが、雑誌といってもこれ週刊誌という意味ではなくて、様々な政策集

であるとか利用の正当性をできる雑誌等については許可するという方向性で考えております。

また改正後の条例の中に出てきた項目で、人件費と事務所費がございます。これは様々な活動でアルバイト等を雇った場合的な話ですが、この辺は考えにくいということと、税務処理等も考えると複雑になるというようなこともありますし、疑義が出やすいのではないかとということもありますので、これについては当面適用しないというようなことを考えております。事務所費についても、こちら日高市議会ではちょっと考えにくいということがございますので、当面適用しないというような方向で考えております。

以上、検討案ということでご提示をさせていただきましたけれども、皆様の方からご意見ご質問等あればここでお待ちしております。

- 大澤委員 コピー用紙ですが色違いでひとつと認められるのですか。
- 加藤委員長 利用の正当性を証明できる数量ということで、必要であったことの説明できれば良いのかなと思いますし、説明が難しいということであれば、1万円ということに限らず、必要な数量にしていただくと、そんなご理解でよろしいかと考えます。

他に、ご意見ございますでしょうか。

(なし)

- 加藤委員長 それでは、大方このような内容で進めていくということで皆さんよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 加藤委員長 それではご異議なしということでこういう方向に進めてまいりたいと考えます。今回の使途基準見直しではこれまで取り決めのなかった細かい基準が含まれております。先例集にこれまで載せていた「政務活動費使途基準」にはすべて掲載しきれませんので、別途「手引き」を作成したいと考えております。本日までまとめたものを「政務活動費使途基準」、「手引き」に落とし込み、次回ご提示したいと考えております。そのような形で進めるということではよろしいでしょうか。

- 山田副委員長 手作りで簡単なものになるのか。

- 加藤委員長 手作りで簡単なもののご意見でしたけど、事務局で補足説明をいただいでよろしいでしょうか。

- 事務局 今回使途基準の見直しを行っていただきました。当然その使途基準を落とし込んでいくわけですが、運用や前回提示をさせていただきました、政務活動費の基本的な考え方とか、事務的な処理の仕方のようなものを1冊にまとめたものとして手引きを作らせていただきたく事務局の方で手作りで作らしていただいて、大体概要案ができておりますので次回には提示をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

- 加藤委員長 先ほどありました電車賃等の明細書のフォーマットも手引きの中に入れていただいて、必要なものは全部そこを見ると、政務活動費のことがわかる、ということの指針になるものということで作成を考えておりますので、よろしく願いします。

また、これまで、事務局を含む議長のみで確認をしてきた収支報告書ですが、受付前の事前チェック機能を代表者会議に持たせることについて、ご提案させていただきたいと考えております。政務活動費が不適切な支出との疑念がもたれた場合には支出した議員はもちろん市議会全体の責任が問われることとなりますので、代表者会議にて政務活動費の趣旨に沿っているか、正当性や社会通念上妥当

- 大澤委員 過去の日高市議会の中で特に問題になったのはプリンターのインクを非常に使いたがっていた人がいらっしやって、でもずっとそれは個人の区別が難しいから支出不可ということになっていたんですけど、漏れ聞こえた話によると何かそれを使っている人がいる。そういうのはいかがなものでしょう。
- 加藤委員長 4月からについては、プリンターインクは1万円まで可ということにしますので、それについてその処理をどうするかについては、決めてまいりますか。
- 大澤委員 去年のことは知らないし一昨年のこと知らないけど、一昨年なんかそれ使っていた人がいるのか。
- 加藤委員長 います。確認をします。暫時休憩いたします。
休 憩 午後0時1分
再 開 午後0時4分
- 加藤委員長 休憩に引き続き会議を開きます。
ただいま昨年と今年の政務活動費の基準の違いについて、どのように取り扱うかということについてですけども、ここでお諮りして確定していきたいなと思いますので、ご意見をお願いします。
- 山田副委員長 前回1回目の議論のときに言いましたけど、プリンターのインクについては、10年ぐらい前に政務活動費として認めろという話があり、でもそれは個人使用との区別がつかないから認めないということで僕たちは認識していたけど、多分事務局にはそれが伝わってなかったのだから、とか、またいろんな使い方とか、まさか新聞なんかも使っているのとか、いろいろあって、基準をもうちょっと明確化しようっていう話で、なおかつ、手引きも作りましょうっていうところで、そういうのができてくるっていうことは、明文化されるという。それを新たに作って、一番初めに僕が提案したのは今までのやつは、それはそれで終わって、基準を作ってこれから新しくいきましょうということで、前回今までのやつは返さなくていいのか、返すとしたらどこへ返すのかと聞いて事務局長から市に返すことが出来るとお伺いしたわけですけど、それはそれとして今までは今ままでこれから新しく作りましょうっていうことでそれを皆さんで合意しましょうっていうことでよろしいんじゃないですか、と同時に代表者会議で審査して代表者会議でスルーしたからって後でオンブズマンが見て、これはいかがなものかっていうことで、駄目だとなった時に代表者会議の議長の責任ということにはならないとか、そういうはっきりしておいた方がいいんじゃないかということと法的根拠がどうなのかとか、今の時代だからオンブズマンがいて、すごくチェックして、川越市議会では書籍代として領収書が出ていたけど、その番号まで調査されて、そしたら、料理本だったり、ゴルフ本だったり、そんなことをやること自体おかしいんだけど、いろんなそういうことを明確化して、ただ、そういうふうにいるいろんな人がいるから、ちゃんとみんなで審査しながら、でも、責任はあくまでも個人個人と党派の人たちにあるということを確認していただかないと、責任だけそこスルーしたからって、議長の責任と言われる。皆さんはそういうけど私はこう思うと言う人も出てくるかもしれないし、そういうところは明確に出しておいた方がいいと思いますということを、ここで作って新たにスタートすればいいんじゃないですか。
- 加藤委員長 貴重なご意見をいただきました。まずその責任の所在であるとか法的根拠的なところについては、手引きの中にしっかりと押さえていくように考えます。また、今年度に関しては、今検討されている今回の政務活動使途基準が以前に比べるとだいぶ間口が広がっておりますので、今回の基準に合わせていただ

くような形で、各会派にご配慮いただくということにしたいと考えますがよろしいですか。

(異議なし)

◦加藤委員長 それについては次の全員協議会の際に、議長の方から、その旨報告をいただいてというような形で考えます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◦加藤委員長 それではそのように進めていきたいと思えます。今までの話のところ、先ほどの今年度のチェックというところもありますので、おそらく今年度もそういった多少疑義が残る部分が出てくるのではないのかなということもありますので、提出期限については、この後事務局の方で確認した上で、次回、議長の方から報告をいただく際に、ご提示したいと思えますけれども、早めの提出を一旦いただいて、その上で、なるべく疑義の残らない形で、今年度終えたいなと考えておりますので、ご理解いただければと思えます。

<その他>

◦加藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。
(なし)

<閉 会> (午後0時9分)

◦加藤委員長 以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

議会運営委員会

委員長 加 藤 大 輔